

○古賀市情報公開条例（抄）

平成 11 年 3 月 12 日

条例第 5 号

（市政情報の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該市政情報を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するため、又は自然環境を保全するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつ

て、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報

(改正(平15条例第14号))

(会議の公開)

第23条 実施機関の附属機関及び規則で定める委員会等は、その会議(法令等の規定により非公開とされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 第7条に規定する不開示情報が含まれている議事について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。

(2) 会議を公開することによって、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生ず

ると出席委員の3分の2以上で決したとき。

2 前項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

(繰下げ(平17条例第27号))

平成11年9月22日

規則第36号

（会議の運営の基本的事項）

第15条 会議を開催するときは、附属機関及び前条第1項に規定する委員会等(以下「附属機関等」という。)附属機関等の長は、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第23条第1項に規定する会議の非公開の決定をした会議であって、市長が公表が適当でないと特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 会議の名称
 - (2) 日時・場所
 - (3) 主な議題
 - (4) 公開とする場合は、傍聴者数
 - (5) 非公開又は一部非公開とする場合は、その旨と理由
 - (6) 会議を公開するか否かを決定していない場合は、公開について未定である旨
- 2 会議の傍聴を希望する者があるときは、当該会議の運営方法の定めるところにより、当該附属機関等の長がその可否を決定する。
- 3 前項の規定により傍聴を認められた者には、当該会議に係る資料を閲覧に供されるよう配慮しなければならない。

（改正(平30規則第11号)）

（会議録の作成及び公表）

第16条 附属機関等の長は、遅滞なく次に規定する事項を記載した会議録を作成し、附属機関等の承認を得なければならない。

- (1) 前条第1項各号に規定する事項
 - (2) 出席委員等の氏名
 - (3) 庶務担当部署名
 - (4) 審議の内容
 - (5) 前条第3項に規定する資料の名称
- 2 前項に規定する会議録(非公開とされた会議に係るもの及び一部非公開とされた会議の当該部分を除く。)は、附属機関等の承認後、各実施機関の長の定める適宜の方法により、速やかに公表するものとする。

（改正(平30規則第11号)）